定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出の骨子

|  |
| --- |
|  |
| ○　質の高い行政サービスを維持するためには、高齢層職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠。定年を段階的に65歳まで引上げ○　民間企業の高齢期雇用の実情を考慮し、60歳超の職員の年間給与を60歳前の７割水準に設定○　能力・実績に基づく人事管理を徹底するとともに、役職定年制の導入により組織活力を維持○　短時間勤務制の導入により、60歳超の職員の多様な働き方を実現 |
|  |

１　国家公務員の定年の引上げをめぐる検討の経緯

　・　平成23年、人事院は、定年を段階的に65歳に引き上げることが適当とする意見の申出

　　　平成25年、政府は、当面、年金支給開始年齢に達するまで希望者を原則として常勤官職に再任用すること、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに段階的な定年の引上げも含め改めて検討を行うこと等を閣議決定

　・　政府は、｢経済財政運営と改革の基本方針2017」(閣議決定）において､｢公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とし、関係行政機関による検討会で人事院の意見の申出も踏まえ検討した結果、定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討することが適当とし、論点を整理。平成30年２月、人事院に対し、論点整理を踏まえ定年の引上げについて検討要請

　・　「経済財政運営と改革の基本方針2018｣（閣議決定）においても､「公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する」等としている

２　定年の引上げの必要性

　・　少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口が減少。意欲と能力のある高齢者が活躍できる場を作っていくことが社会全体の重要な課題。民間では定年を引き上げる企業も一定数見られ、再雇用者の大多数はフルタイム勤務

　・　公務では平成26年度以降、義務的再任用の実施等から、再任用職員は相当数増加。行政職(一)の再任用職員について、ポストは係長・主任級が約７割、勤務形態は短時間勤務の者が約８割。このまま再任用職員の割合が高まると、職員の能力及び経験を十分にいかしきれず、公務能率の低下が懸念。職員側も、無年金期間が拡大する中、生活への不安が高まるおそれ

　・　複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していくためには、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用することが不可欠であり、定年を段階的に65歳に引き上げることが必要。これにより、採用から退職までの人事管理の一体性・連続性が確保され、雇用と年金の接続も確実に図られる

　・　定年の引上げを円滑に進める観点からも引上げ開始前を含めフルタイム再任用拡大の取組が必要

３　定年の引上げに関する具体的措置

　(1) 定年制度の見直し

　　・　一定の準備期間を確保しつつ定年を段階的に65歳に引き上げることとした上で、速やかに実施される必要

　　・　定年の段階的な引上げ期間中は、定年退職後、年金が満額支給される65歳までの間の雇用確保のため、現行の再任用制度（フルタイム・短時間）を存置

　　・　60歳以降の働き方等について、あらかじめ人事当局が職員の意向を聴取する仕組みを措置

　(2) 役職定年制の導入

　　・　新陳代謝を確保し組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

　　・　管理監督職員は、60歳に達した日後における最初の４月１日までに他の官職に降任又は転任（任用換)。任用換により公務の運営に著しい支障が生ずる場合には、例外的に、引き続き役職定年対象官職に留まること又は他の役職定年対象官職に任用することを可能とする制度を設定

　(3) 定年前の再任用短時間勤務制の導入

　　・　60歳以降の職員の多様な働き方を可能とするため、希望に基づき短時間勤務を可能とする制度を導入。新規採用や若年・中堅層職員の昇進の余地の確保、組織活力の維持にも資する

　　・　短時間勤務職員が能力及び経験をいかすためには、それにふさわしい職務の整備や人事運用について検討が必要

　(4) 60歳を超える職員の給与

　　・　「賃金構造基本統計調査」では、民間（管理・事務・技術労働者（正社員)）の60歳台前半層の年間給与水準は60歳前の約70％。｢職種別民間給与実態調査」でも、定年延長企業のうち、60歳時点で給与減額を行っている事業所の60歳を超える従業員の年間給与水準は60歳前の７割台

　　・　これらの状況を踏まえ、60歳を超える職員の年間給与について、60歳前の７割水準に設定。役職定年により任用換された職員の年間給与は任用換前の５割から６割程度となる場合がある

　　・　具体的には、60歳を超える職員の俸給月額は60歳前の70％の額とし、俸給月額の水準と関係する諸手当等は60歳前の７割を基本に手当額等を設定（扶養手当等の手当額は60歳前と同額)。また､

　　　役職定年により任用換された職員等の俸給は、任用換前の俸給月額の70％の額（ただし、その額は任用換後の職務の級の最高号俸の俸給月額を上限）

　　・　60歳を超える職員の給与の引下げは、当分の間の措置とし、民間給与の動向等も踏まえ、60歳前の給与カーブも含めてその在り方を引き続き検討

　※　上記の諸制度について、定年の引上げが段階的に行われる間も、役職定年制等の運用状況、能力

　　・実績に基づく人事管理の徹底の状況、職員の就労意識の変化等を踏まえ、新たな定年制度の運用の実情を逐次検証し、円滑な人事管理の確保等の観点から必要な見直しを検討

　　　関連する給与制度についても、民間企業における定年制や高齢層従業員の給与の状況、職員の人員構成の変化が各府省の人事管理に与える影響等を踏まえ、必要な見直しを検討

４　定年の引上げに関連する取組

　(1) 能力・実績に基づく人事管理の徹底等

　　・　職員の在職期間を通じて能力・実績に基づく人事管理を徹底するなど人事管理全体を見直す必要。人事評価に基づく昇進管理の厳格化等を進める必要。人事院としても必要な検討を行う

　　・　勤務実績が良くない職員等には降任や免職等の分限処分が適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底が必要。人事院としても分限の必要な見直しと各府省への必要な支援を行う

　　・　採用時から計画的に職員の能力を伸ばし多様な職務経験を付与するよう努めるほか、節目節目で職員の将来のキャリアプランに関する意向把握等が肝要

　(2) 定年の引上げを円滑に行うため公務全体で取り組むべき施策

　　・　スタッフ職が必要な役割を適切に果たし得る執行体制の構築や複線型キャリアパスの確立に努めた上で、60歳を超える職員が能力及び経験をいかせる職務の更なる整備を検討

　　・　定年の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続できるよう措置

　　・　職員の自主的な選択としての早期退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討